

## 令和元年度

### 第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会

#### 議事録

日時 令和2年1月10日(金) 14時15分 から 16時40分 まで

場所 「With You さいたま」(埼玉県男女共同参画推進センター)  
セミナー室1

出席者 会長 深堀 清隆  
委員 片桐 由希子  
委員 平野 奈緒  
委員 佐々木 明男  
委員 加倉井 範子  
委員 倉林 克昌  
委員 小高 明美  
委員 熊木 雄一  
委員 島田 厚  
さいたま市都市局長 望月 健介

欠席者 委員 丸山 繁子

傍聴者数 2人

事務局 横田みどり推進課長、秋谷課長補佐、町田課長補佐、  
磯田主事、上田主事

■ 令和元年度第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 議事録

発言者	意見内容
<b>【議題】 (1) 緑地の公有地化について</b>	
事務局から、緑地の公有地化について、資料に基づき説明	
加倉井委員	取得計画地の植生に関する調査は実施したのか。何種類くらいの植物があり、どのような昆虫が生息しているか等は把握しているのか。
事務局	植生調査は実施していない。代表的な樹種については取得予定地調査票に記載させていただいた。
小高委員	評価指標について、A bとB aの優先順位はどのように解釈したら良いか。
事務局	<p>評価は緑地の質の高さと保全の緊急性という2つの大きな基準により行うもので、基準に設けた審査項目に従い採点、集計し、上位得点ほど優先性が高いと判断している。</p> <p>しかしながら、個々の緑地の具体的な状況を勘案した場合に、優先度が低い場合においても公有地化の必要性が高いと判断する事案も考えられる。</p>
小高委員	緑地の質の高さより、保全の緊急性を優先させるという解釈か。
事務局	どちらを優先させるという考えではなく、評価をもとに総合的に判断している。
加倉井委員	緑地は樹林地だけで構成されるものではないため、評価基準に湿地の評価も加えていただきたい。
事務局	ご指摘を踏まえ、評価基準の見直しの検討を考えてまいりたい。
深堀会長	加倉井委員の意見を基準に反映させるとなれば、湿地を「水辺の景観」として評価要素に含めるかが検討課題となる。湿地については、さいたま市として緑地環境としての質の高さや公益性の点などの位置づけが不明確であるため、今後、市として湿地の価値を調査した上で、評価要素の検討をしていくことになると思う。
島田委員	1点目は、緑地の公有地化は買い取り申し出があった場合はどこでも対象となるのか。または指定区域などの公有地化に向けた指定の考えがあるのか。2点目は、資料の用地取得計画の見方について、用地買収が完了したものは順次取得計画書から外れていくという解釈で良いか。3点目は風水害に伴う緑地の危機管理、住宅街に隣接した緑地の公有地化、保全・活用について、危機管理の面から対策等をどう考えているか。

発 言 者	意 見 内 容
事務局	1 点目について、例えば見沼田圃の斜面林などは貴重と位置付けてはいるが、全てを公有地化することは難しいので、条例で定める保存緑地及び自然緑地の指定制度により担保性の向上に努めている。その上で、相続等により保全の緊急性が高まっているもの等については優先して公有地化を図っていく考えである。
島田委員	公有地化に向けた前提条件というものがあるのか。条件を満たさない場合においても緊急性が高い緑地については、申し出があった際は公有地化を検討するということか。
事務局	そのとおりである。2 点目の取得計画書の記載について、実績報告書と取得計画書（案）の2 種類を備えており、案について本審議会の承認を得られたものについて公有地化を進めるものである。なお、報告書は公有地化ガイドラインが策定された平成 22 年度からの記載となっている。3 点目の危機管理について、基準は設けてはいないが、沿道などは倒木の危険などが想定されるので、樹高など現場の状況を判断した上で個別に対応している。
深堀会長	特別緑地保全地区において、個別の周辺状況に応じて適正な管理を行っているのか。
事務局	沿道などについては危険を想定し対応しているが、いずれも現場の状況を確認した上での個別対応となっている。
佐々木委員	評価項目「緑地の質の高さ」における市民活動について、周辺住民の意向なども考慮した上で審査する必要があるのではないかと。台風などの際は落葉、落枝など住民とトラブルになるケースも想定されるが、これらは現在の評価に反映されているのか。
事務局	周辺住民へのヒヤリングは特に実施していない。
深堀会長	周辺住民とのトラブルを未然に防ぐことは重要と考えるので、今回指摘についても考慮するポイントになるものとする。
事務局	指摘について、例えば自然緑地など既存の緑地を公有地化する場合などは、前提として住民の理解がすでに得られているとの認識ではあるが、やはり落葉対策などのトラブルなどは懸案であるため、今後検討したい。
深堀会長	染谷取得予定地について、資料の写真にある隣接の畑も公有地化されるようだが、公有地化された後、この部分はどのように整備されるのか。

発 言 者	意 見 内 容
事務局	公有地化後、特別緑地保全地区に指定するほか、全体の一部を公園として整備する計画である。
深堀会長	大規模な緑地であるため、整備後、多くの方が樹林に触れ合うことを期待する意図と考えるが、一方で現在の風景を保全するという意図も考えられるので、見沼田圃の樹林の特性を守りながら整備ができることを期待する。資料の樹林内部の写真からみた、樹林の管理状況について報告願いたい。
事務局	長期間放置されている割には、樹林内部は良好な状況であると判断している。
片桐委員	写真では歩道が丁寧に整備されているように見受けられるが、本緑地は歩行者ネットワークに位置付けられた整備なのか。
事務局	歩道に面する畑部分を公園として整備する計画である。
片桐委員	歩行者ネットワークの位置付けなども公有地化のポイントと考える。
倉林委員	大宮聖苑から思い出の里までが一体的な緑のネットワークを形成している。遊歩道自体が緑道となっており、この斜面林と緑道、見沼田んぼの緑のネットワークの一部は県において公有地化されており、米作りの場として地域団体に活用されている。
深堀会長	これらの意見は評価項目に記載がなくとも、公有地化の効果を高める重要なポイントであると考えます。
島田委員	貴重な見沼田圃の斜面林を取得計画に基づき進めることは有意義であると考えます。公有地化については、先に緑地を取得してから特別緑地保全地区に指定するという考えか。
事務局	本市には大規模な樹林地が少なく、先に特別緑地保全地区に指定する場合に、地区内すべての地権者の理解が得られない懸念もあることから、本市では特別緑地保全地区の指定を前提として、公有地化を優先して進めている。
倉林委員	予定地の樹林が染谷菖蒲園の借景となっており、見た目としても良好である。
深堀会長	遊歩道沿いの公園整備については説明があったが、樹林部分の公有地化後の整備計画はどのような方針になるのか。
事務局	樹林地部分は特別緑地保全地区として、公園と一体的に樹林地内部を散策できるような整備を行いたいと考えている。

発 言 者	意 見 内 容
深堀会長	2 件目の大門地区について、評価基準では幅員 4m 道路への接道を 3 点としているが、説明では幅員が満たない部分もあるとのことで、1 辺が接しているということか。
事務局	北側の臨時グラウンドに接している部分が幅員 4m の基準を満たしている。
深堀会長	委員から周辺住民の理解との意見があり、市からも越境部分の樹木については手入れをするとの説明があったが、高木等が周辺部に集まっている樹林を手入れした場合の影響をどのように考えるか。
事務局	越境している部分についてはある程度の丈詰めや剪定はやむを得ないものとする。
深堀会長	周辺住民への配慮は重要であるが、緑地の価値を維持できるよう管理して欲しい。街なかの緑地では、見通しが悪いなど防犯上の理由で自治会がパトロールをしている事例があることを承知している。本件は外周がツバキで覆われており外部から閉ざされている印象を受けるが、周辺に配慮した上で、見通しなども考慮した管理を行うことが望ましいと考える。
事務局	防犯や交通の問題も懸念されるため、配慮した管理に努めたい。
片桐委員	本件について周辺住民の苦情や意見等は把握しているのか。
事務局	現時点では苦情等の意見は把握していない。
片桐委員	本件緑地の取得に行政が関与していくのであれば、周辺住民と一緒に管理の在り方などを考えていく姿勢が望ましいと考える。
倉林委員	資料の写真では、本件樹林は所有者がこれまで丁寧に管理してきた様子が伺われ、その結果として周辺住民からの苦情も少ないものと思われる。地域に根付いた貴重な緑地であると理解している。
深堀会長	<p>これより議題の 2 件についての審議を行う。いずれも価値の高い緑地であり、取得に対しての否定的な意見はなかったものと判断する。</p> <p>1 件目については公園と一体的な整備及び見沼田圃斜面林の価値を維持しながら公有地化を進めること、2 件目については手入れの必要はあるが、緑地の価値を損なうことなく安全な緑地として整備することを付帯意見として、公有地化を承認したい。(全員了承)</p>

発 言 者	意 見 内 容
<b>【報告事項】（１）さいたま市緑の基本計画後期アクションプランの実施状況について</b>	
事務局から平成 30 年度の実施状況について資料をもとに報告。委員意見なし。	
<b>【報告事項】（２）みどりの街並みづくり助成制度の実施状況等について</b>	
事務局から助成制度の実施状況及び今後の方向性について資料をもとに説明。	
島田委員	<p>一般家庭へのきめ細かい支援については評価できる。助成件数の伸び悩みについては、費用対効果の面からも課題と考えられるので、防災面等視点を変えて再検討をするのは価値があると考えます。</p> <p>県においても現在緑被率、緑視率調査を実施しており、量的だけでなく目に見える緑をどのように増やしていくかについて、市町村や関係者等と連携を図る必要があると認識している。最近グリーンインフラの考え方も浸透してきていることから、緑だけではなく、都市整備等の部局を超えた検討も必要であると考えます。</p> <p>現在県で実施している緑化助成は事業者を対象としたものだが、さいたま市は個人向けとは別に事業者を対象とした助成制度を設けているのか。事業者に向けた緑化施策についての考え方を伺いたい。</p>
事務局	<p>本助成制度は自己の居住用建物を対象としている。事業者に対しては開発行為に伴う緑化協議において 20%の緑化を求めていることから、一定の担保性は確保できていると考えている。個人家庭においては啓発の意図も含めメニューを提示し、緑に対する関心を高めるといった目的もある。また、本制度以外の民有地緑化推進施策として、記念樹贈呈事業を実施しており、まずは市民の緑への関心を高めるための取り組みが肝要と考える。</p> <p>防災面については、自主組織で問題意識を有していると認識しているので、それらとの連携もしっかりと行ってまいりたい。屋上・壁面緑化については助成単価、上限額も大きく、個人単位ではなかなか取り組みにくい面もあることから、本制度については緑化協議により担保できる緑よりは個人の緑化の取り組みを支援することを優先したい。</p> <p>また、大規模緑化については、埼玉県において助成制度を設けていることから、連携・役割分担を意識しながら実効性のあるものとしていきたい考えである。</p>
片桐委員	<p>緑化と防災を結びつける視点は良いと考える。例えば地区計画策定の中で、防災の視点から生け垣助成制度などを提案することは効果が期待できるので、一層の制度周知を行うことで緑の活用の幅が広がるものと考えます。</p>

発 言 者	意 見 内 容
事務局	<p>防災の視点では、近年の住宅に多いオープン外構を狭小道路の解消策として活用できないかと考えている。樹木の植栽では避難路の機能を阻害するので、地被類により空地进行を緑化することで都市景観を維持しつつ、緩衝機能としての生け垣などと組み合わせた新たな仕組みを考えていきたい。また、過去の審議会で指摘があった植栽後の維持管理等に関する支援についても、新たな制度設計の中で検討していきたい。</p>
平野委員	<p>緑に関心がない方にどのように目を向けさせるかが重要であり、特に屋上・壁面緑化については、施工方法など市民の知識や理解も低いであろうと考える。例えば工事費を含めた緑化のモデル事例や適した植物の紹介などができると市民の関心も向上するのではないかと考える。</p>
事務局	<p>例えば壁面緑化にも多様な種類があり、手軽な緑のカーテンのようなものもあれば、さいたまスーパーアリーナのような本工事の中で行う大規模なものもある。現行制度ではこれらを全て壁面緑化として同一の助成内容として扱っている。本制度は個人家庭向けを対象とした支援であるため、個人が取り組みやすいような仕組みを作っていく必要があると考える。</p>
倉林委員	<p>緑化のモデル事例を紹介することにより、制度の活用促進及び緑化の啓発を図ることは有意義であると考えている。併せて緑化の効果を検証できる仕組みが構築できればより理想的である。</p>
深堀会長	<p>制度を有意義なものにするためには、委員意見にあったように一定の指針、ガイドライン、モデル事例などで分かりやすく周知を行う必要がある。防災については単に空地が確保できれば良いということだけではなく、延焼を防止するための樹種なども同時にセットで考えていかなければならない。また、地被類は長期間で緑を維持することが難しいことから、空地の緑地の使い方について、住民に十分な理解・共有をいただかないと緑化の意味がなくなってしまう懸念もある。</p> <p>防災の視点を取り入れることには賛同だが、緑化が主目的の制度であるため、緑化の機能を活かした仕組みづくりを考えていくことが重要である。</p> <p>本件については、研究の余地があると思われるので、今後の審議会において報告いただきたい。</p>
<p>( 1 6 時 4 0 分 終 了 )</p>	